資料２

大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく自動車販売事業者の顕彰について

１．特定販売事業者の届出制度の概要

ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及に向け、自動車販売事業者による計画的かつ具体的な取組みが重要であることから、大阪府気候変動対策の推進に関する条例を改正し（令和４年４月１日改正）、電動車普及促進計画・実績報告制度を創設。

表１　電動車普及促進計画・実績報告制度の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 府域の事業所における前年度の新車販売台数が3,000台以上の自動車販売事業者（特定販売事業者） |
| 時期 | 毎年７月末までに提出 |
| 記　　　載事　　　項 | 電動車普及促進計画書 | ・電動車普及促進の取組みを行う事業所の名称及び所在地・実施予定の取組概要 |
| 電動車普及実績報告書 | ・電動車普及促進の取組みを行った事業所の名称及び所在地・電動車普及促進の取組詳細・新車販売台数（非公表） |

２．自動車販売事業者の顕彰

自動車販売事業者の電動車（ZEV）の普及の取組みを顕彰することで、大阪府内の事業者の意欲向上やより優れた取組みの水平展開を図るとともに、本顕彰を通して電動車や脱炭素化について広く府民に周知する。

表２　自動車販売事業者の顕彰（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 賞の種類 | 「おおさか気候変動対策賞」の「特別賞」（ZEV普及ディーラー賞（仮称）） |
| 対象 | 条例に基づき電動車普及実績報告書を提出した特定販売事業者 |
| 審査方法 | 電動車普及実績報告書の内容について、事務局がヒアリングや現地確認を行い、審査のうえ決定する |
| 審査基準受賞者の決定方法 | 本顕彰制度にかかる実施要領を新たに策定。〔主な内容〕対 象：計画期間中のZEVの普及に資する取組等を審査対象とする。採 点：実施済みが確認された取組ごとに点を合算し、10０点満点で採点する。受賞者：50点以上の者。（点数は今後見直す可能性あり）（50点の理由・・・標準的な取組みを行っている場合6～７項目（35～40点）になる見込みであり、そこから２～3項目（１０～15点）加点） |
| 実施時期 | 令和５年度（令和４年度の電動車普及実績報告書）から実施。 |
| 備考 | ・特に優れた取組みを行った事業者については、「おおさか気候変動対策賞」の「公募部門」を案内する。・前年度に受賞した事業者も審査対象とする。・ラインナップが増加すると予想される2025年前後に審査基準の見直しを検討する。 |

〔参考〕表３　気候変動対策等の表彰制度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賞の種類 | おおさか気候変動対策賞 | 〔参考〕 |
| 公募型部門 | 届出の評価結果に基づく顕彰 | “涼”デザイン建築賞 | **【新設**】**ZEV普及ディーラー賞（仮称）** | おおさか環境にやさしい建築賞 | 【新設】小売電気事業者の評価 |
| 大阪府知事賞優秀賞・特別賞 | 特別賞 | 特別賞 | **特別賞** | 大阪府知事賞部門賞 | － |
| 対象事業者 | 大阪府内に事業所を有する事業者又はその事業所 | 条例に基づく実績報告書のうち、計画期間の最終年度となる特定事業者等 | 大阪府内に建築された特定建築物の建築主及び設計者 | **条例に基づき電動車普及実績報告書を提出した特定販売事業者** | 大阪府内に建築された特定建築物の建築主及び設計者 | 条例に基づく対策計画書及び実績報告書を提出した小売電気事業者 |
| 応募 | 必要 | 不要 | 必要 | **不要** | 必要 | 不要 |
| 受賞者の決定方法 | 気候変動対策部会の審査を経て決定 | 知事の定める基準により決定（府が書類審査及び必要に応じて現地確認） | 大阪府建築物環境配慮制度に関する検討会での審査を経て決定 | ※表彰はせず、評価のみ |
| 審査基準 | 気候変動対策等の内容（貢献度、波及性、持続性、刷新性） | 届出の評価（重点対策実施率・温室効果ガスの排出に関する削減率） | 届出の評価（CASBEE評価の結果） | **届出の評価（取組内容を採点）** | 届出の評価等（CASBEE評価、重点評価等） | 届出の評価（再エネメニューの提供の有無、非化石証書(再エネ)等利用率、電源構成(再エネ電源)比率、調整後排出係数） |

資料２　別紙

表４　審査基準（案）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 取組レベル※１ | 採点対象となる取組内容 | 取組み例 | 取組みが実施済みであることの判断基準※２ | 配点 |
| ①推進体制構築〔18点満点〕 | B | ZEV普及にかかる人材配置・人材育成の実施 | * ZEV等の知識を要する販売担当者等の配置
* 社内研修や社内資格制度の創設
 | ZEVの普及に関する知識習得等を目的とした研修等の実施や人材配置について確認できること。 | ４点 |
| B | ZEV導入の率先行動の実施 | * 社用車でのZEV導入
* 社員のZEV導入の推進
 | ZEVの率先的な新規導入等が確認できること。 | ４点 |
| A | ZEVのメンテナンスや関連サービス拠点の構築 | * ZEVのメンテナンス（電気工事等）等に対応可能な整備士等の配置、人材育成等
 | ZEVのメンテナンス等に対応した人材配置や研修等の実施について確認できること。 | ５点 |
| A | 他者との連携体制の構築 | * 行政や業界団体、他業界の事業者等との連携協定の締結
 | 他者と連携した構築体制について確認できること。 | ５点 |
| ②体験機会の創出（体験による啓発）〔20点満点〕 | B | 自らの事業所におけるZEVの乗車・給電等の体験機会の提供 | * 店舗でのZEVの試乗サービスの実施
* 店舗での給電等の体験イベントやデモの実施
 | 自らの事業所においてZEVの乗車・給電等の体験を提供したことが確認できること。 | ５点(実施事業所1箇所につき1点) |
| B | 他者と連携したZEVの乗車・給電体験等の機会の提供（外部イベント等への出展） | * 市町村イベント等でのZEVの乗車・給電体験
* 自動車展示会等でのZEVの乗車・給電体験
 | 他者と連携したイベント等においてZEVの乗車・給電等の体験を実施したことが確認できること。 | ５点(実施事業所1箇所につき1点) |
| A | 府民の自宅や自動車使用事業者の事業所等に出張したZEVの乗車・給電体験機会の提供 | * 府民の自宅や自動車使用事業者の事業所等へのZEV試乗車の配車サービスの実施
 | 府民の自宅等に出張しZEVの乗車・給電体験を提供したことが確認できること（外部イベント以外）。 | ５点(実施事業所1箇所につき1点) |
| A | 自らの事業所以外でのZEV体験拠点の設置 | * 住宅展示場での乗車・給電体験エリアの設置
 | 自らの事業所や外部イベント以外でZEVの乗車・給電体験できる拠点が確認できること。 | ５点 |
| ③充電設備等の整備〔20点満点〕 | B | 自らの事業所における充電設備等の新規設置・追加設置・入替設置 | * 店舗での充電設備の新規設置・追加設置・入替設置
 | 自らの事業所における充電設備の新規設置等が確認できること。 | ５点(実施事業所1箇所につき1点) |
| B | （自らの事業所の）充電設備の利便性向上に寄与する取組の実施 | * 店舗の充電設備の利用状況や充電終了の見える化
 | 自らの事業所の目的地充電等の利便性向上に資する活動を実施したことが確認できること。 | ５点(実施事業所1箇所につき1点)) |
| A | （自らの事業所以外の）目的地充電・経路充電の利便性向上に寄与する取組の実施 | * 独自充電マップの作成
* 電欠不安や充電渋滞を解消する充電サービス（予約管理システム等）の利用促進の取組み
 | 自らの事業所以外の目的地充電等の利便性向上に資する活動を実施したことが確認できること。 | ５点 |
| A | （自らの事業所以外の）基礎充電の設置支援の実施 | * 充電設備の補助金申請や電気契約のサポート、充電設備設置費用の負担軽減策の実施
 | 充電設備等の設置等の支援サービスを提供している、または提供していたことが確認できること。 | ５点 |
| ④情報発信（体験以外での啓発）〔18点満点〕 | B | （新車販売時等での）ZEVの特長及び自動車の環境情報の説明 | * ラインナップごとの環境情報をHP・パンフレット等で掲載、または来客へ説明
 | ZEVの特長及び販売する自動車の環境情報について表示または説明を実施したことが確認できること。 | ４点 |
| B | （新車販売時等での）脱炭素化（ZEV以外）に関する情報発信 | * 脱炭素化に関する報告書や特設HP等の作成、動画・SNSの配信、または来客へ説明
 | 脱炭素化について情報発信したことが資料等（自社の広報媒体）で確認できること。 | ４点 |
| A | 他者と連携した(自動車ユーザー等を対象とした)情報発信の実施 | * 自動車使用事業者向けのセミナーの開催や講師派遣
 | 集客施設や自動車使用事業者等と連携によりZEV等を効果的に情報発信したことが確認できること。 | ５点 |
| A | 学校等での環境教育への協力 | * 学校での出前授業や社会見学の実施
 | 学校等での環境教育への協力し啓発を実施したことが確認できること。 | ５点 |
| ⑤特色ある取組み〔24点満点〕 | A | カーシェアリングやMaaSを通した脱炭素化の取組の実施 | * 店舗でのEVカーシェアステーションの設置
* 新技術にかかる実証への協力
 | カーシェアリングやMaaSによりZEV普及に寄与する取組を実施したことが確認できること。 | ６点 |
| A | 再生可能エネルギーの普及やエネルギーマネジメントにかかる取組の実施 | * 再生可能エネルギーの電力会社と連携
 | ZEV導入・利用時の再生可能エネルギーの普及に貢献する取組を実施したことが確認できること。 | ６点 |
| A | リサイクルや省資源にかかる取組の実施 | * バッテリーの長寿命化やリサイクルのアフターサービス
 | ZEV導入・利用時のリサイクルや省資源の推進に貢献する取組を実施したことが確認できること。 | ６点 |
| A | その他上記以外の特色ある取組の実施 | * ZEVへの乗り換えを促す導入プラン（サブスクリプション等）や負担軽減策の実施
 | その他ZEV普及に貢献する特色ある取組みを実施したことが確認できること。 | ６点 |

※１　A・・・Advance、B・・・Basic　　※２　原則、計画年度中に実施したものに限るが、顕彰の初年度のみ採点対象とする